

第25課 法律行為の概念

日常生活を営む上でも、経済取引を行う上でも、我々は、一定の法律関係の変動、言い換えれば権利義務の得喪や変動をもたらす行動をすることがある。このような権利義務関係の発生、消滅、変動を広い意味での「**法律効果**」というが、法律効果を発生させる行動のうち、法律効果を目的とした、人の意思の表示から成る行為を「**法律行為**」という。例を挙げて説明してみよう。

我々が行う行為には、私法上の権利義務の発生、消滅あるいは変動を伴うものと、伴わないものがある。単に道を歩いたり、あるいは友人と会って単なる雑談をしたりしても、それでは権利義務関係の変動は何も起こらない。ところが、商店街を歩いていて、不注意で店先に陳列されていた陶器の花瓶に自分の提げていたバッグの端をぶつけてしまい、その花瓶が地面に落ちて割れてしまったとすると、商店主に対して弁償の義務を負うことになる。この場合には、商店主は、花瓶を壊した者に対し、損害賠償請求権という新たな権利を取得し、壊した者は、商店主に対し、損害賠償義務という新たな義務を負うことになる。つまり権利義務の発生が起こるわけである。しかし、この権利義務関係の発生は、法律行為によるものではなく、不注意で花瓶を壊したという「**事実**」（この場合は「**不法行為**」という事実）に基づくものである。花瓶を壊す、というのは、「行為」ではあるが、法律効果の発生を目的とはしていないし、また、人の意思の表示から成る行為ではないので、「法律行為」ではないのである。

それでは、身近な法律行為にはどんなものがあるだろうか。君が引き続き散歩をしていて、次の店先に気に入った柄のシャツを見つけたとしよう。このシャツを買うという行為をすると、それは法律行為である。この場合、君は、店主に、「これをください」というであろう。すると店主は「はい、わかりました」と答えるであろう。この時、君と店主は「**売買（契約）**」という法律行為をしたことになる。つまり、君は、店主に対し「このシャツを買う」という意思の表示をし、店主は君に「このシャツを売る」という意思を表示する行為をしたのである。二つの意思の表示が互いに合致した瞬間、君は店主にそのシャツの引き渡しを求めるといって新たな権利を取得するとともに、店主に代金を支払うという新たな義務を負い、逆に店主は君に代金を請求するといって新たな権利を取得するとともに、シャツを引き渡すといって新たな義務を負うわけである。

重要語句

a 法律効果

「法律効果」の意義は本文で説明したとおりであるが、この法律効果をもたらす原因となるものを「法律要件」という。つまり、「要件」が満たされると「効果」が発生するのである。法律要件と法律効果は、法律の規定と組み合わせあって、いわゆる「法的三段論法」を構成する。

b 法律行為

法律行為は、重要な法律要件のひとつである。最大の特徴は、法律効果を目指す「意思表示」をその要素とするところにあり、この点でその他の法律要件と区別される。「意思表示」については、後に詳しく学ぶ。

c 事実

「事実」を法律要件として法律効果が発生する場合も多い。本文に挙げた「不法行為」（民法第709条）も、花瓶を壊したという事実を法律要件として損害賠償請求権や損害賠償義務という法律効果が発生する一場面である。ほかにも、たとえば、釣りに行って魚を釣り上げた、という事実から、釣った者がその魚の所有権を取得するという効果（これを「無主物先占」（民法第239条第1項）という）が発生したり、あるいは、法律上の原因がないのに他人の財産から利得を得た場合に、その利得の返還義務が生じたりする（これを「不当利得」（民法第703条）という）がこれらもすべて法律行為ではなく、「事実」を法律要件として権利義務の発生、消滅、変動が生じる場合である。

d 売買（契約）

売買は典型的な契約の一つである。通常のもの売り買いの過程を見てみると、「買う」という申し込みの意思表示があり、これに対して、「売る」という承諾の意思表示があつて、これが合致して売買契約という法律行為が成立し、各当事者に目的物引き渡し義務と代金支払い義務が発生するとともに、目的物の所有権は売り主から買い主に移転する。その後の物の引き渡しと代金の支払いはそれぞれの義務の履行としてなされる。この履行が終わると、通常は当事者間に何ら権利義務関係のない状態に戻るわけである。